

※これは被疑者ノート外国語版に対応する日本語文です。（ノートの部分是对訳のため省略）

様

被疑者ノート

取調べの記録

（ 年 月 日から 年 月 日まで ）

年 月 日

弁護士

このノートに、あなたが受けた取調べの様子を記録して、後日、私に返してください。

警察・検察の方へ

このノートは、弁護人が、接見の際に見ながら取調べ状況の説明を受けるとともに、後日返却を受け、弁護活動に役立てることを予定して、被疑者に差し入れ、記録を要請するものですので、その記録内容については、憲法に由来する秘密交通権の保障を受けます。

2022年9月改訂版

日本弁護士連合会

被疑者ノート

— 目 次 —

■ 身体拘束と刑事手続の流れ	2
■ 取調べに向けての大切なアドバイス——取調べの心がまえ	4
はじめに	4
第1 今後の手続について	4
第2 弁護人との接見の大切さ	5
第3 取調べを受ける心がまえ	6
第4 「被疑者ノート」の書き方	8
第5 「被疑者ノート」の使い方	9
第6 違法・不当な取調べを受けたとき	9
おわりに——あなた自身の心の持ち方が重要です	10
■ 被疑者ノート（実際に記入してください）	12～58

※言語によって文章の長さが異なるため、目次の頁数は外国語版と必ずしも一致しません。

※ノートの部分是对訳のため、本資料には添付していません。

身体拘束と刑事手続の流れ

あなたが身体の拘束を受けてからの刑事手続の流れを説明しますので、下の説明文を参考にしてください。
また、下の表に、あなたの接見状況などを書くための空欄がありますので、記入してください。

逮捕されてから、最大72時間、身体を拘束されます。この間に、検察官が、あなたの拘束を続けるよう裁判官に請求(勾留請求)するかどうかを決めます。勾留請求があると、裁判官が、あなたの言い分を聞いたうえで(勾留質問)、引き続き身体を拘束するかどうかを決めます。勾留が認められなければ、釈放されます。

逮捕	1日目	2日目	3日目
	／ ()	／ ()	／ ()
<input type="checkbox"/> 取調べなし	<input type="checkbox"/> 取調べなし	<input type="checkbox"/> 取調べなし	<input type="checkbox"/> 取調べなし
<input type="checkbox"/> 取調べあり ()	<input type="checkbox"/> 取調べあり ()	<input type="checkbox"/> 取調べあり ()	<input type="checkbox"/> 取調べあり ()
<input type="checkbox"/> 接見 弁護士 ()	<input type="checkbox"/> 接見 弁護士 ()	<input type="checkbox"/> 接見 弁護士 ()	<input type="checkbox"/> 接見 弁護士 ()
: ~ :	: ~ :	: ~ :	: ~ :
<input type="checkbox"/> 面会 相手 ()	<input type="checkbox"/> 面会 相手 ()	<input type="checkbox"/> 面会 相手 ()	<input type="checkbox"/> 面会 相手 ()
: ~ :	: ~ :	: ~ :	: ~ :
<input type="checkbox"/> 差入れ 差入人 ()	<input type="checkbox"/> 差入れ 差入人 ()	<input type="checkbox"/> 差入れ 差入人 ()	<input type="checkbox"/> 差入れ 差入人 ()
差入物 ()	差入物 ()	差入物 ()	差入物 ()

釈放

勾留は、原則として10日ですが、裁判官がやむを得ない事由があると判断したときには、さらに10日以内の延長(勾留延長)が認められることになっています(最大20日間勾留されることがあります)。

勾留	1日目	2日目	3日目
	／ ()	／ ()	／ ()
<input type="checkbox"/> 取調べなし	<input type="checkbox"/> 取調べなし	<input type="checkbox"/> 取調べなし	<input type="checkbox"/> 取調べなし
<input type="checkbox"/> 取調べあり ()	<input type="checkbox"/> 取調べあり ()	<input type="checkbox"/> 取調べあり ()	<input type="checkbox"/> 取調べあり ()
<input type="checkbox"/> 接見 弁護士 ()	<input type="checkbox"/> 接見 弁護士 ()	<input type="checkbox"/> 接見 弁護士 ()	<input type="checkbox"/> 接見 弁護士 ()
: ~ :	: ~ :	: ~ :	: ~ :
<input type="checkbox"/> 面会 相手 ()	<input type="checkbox"/> 面会 相手 ()	<input type="checkbox"/> 面会 相手 ()	<input type="checkbox"/> 面会 相手 ()
: ~ :	: ~ :	: ~ :	: ~ :
<input type="checkbox"/> 差入れ 差入人 ()	<input type="checkbox"/> 差入れ 差入人 ()	<input type="checkbox"/> 差入れ 差入人 ()	<input type="checkbox"/> 差入れ 差入人 ()
差入物 ()	差入物 ()	差入物 ()	差入物 ()

4日目	5日目	6日目
／ ()	／ ()	／ ()
<input type="checkbox"/> 取調べなし	<input type="checkbox"/> 取調べなし	<input type="checkbox"/> 取調べなし
<input type="checkbox"/> 取調べあり ()	<input type="checkbox"/> 取調べあり ()	<input type="checkbox"/> 取調べあり ()
<input type="checkbox"/> 接見 弁護士 ()	<input type="checkbox"/> 接見 弁護士 ()	<input type="checkbox"/> 接見 弁護士 ()
: ~ :	: ~ :	: ~ :
<input type="checkbox"/> 面会 相手 ()	<input type="checkbox"/> 面会 相手 ()	<input type="checkbox"/> 面会 相手 ()
: ~ :	: ~ :	: ~ :
<input type="checkbox"/> 差入れ 差入人 ()	<input type="checkbox"/> 差入れ 差入人 ()	<input type="checkbox"/> 差入れ 差入人 ()
差入物 ()	差入物 ()	差入物 ()

7日目	8日目	9日目
／ ()	／ ()	／ ()
<input type="checkbox"/> 取調べなし	<input type="checkbox"/> 取調べなし	<input type="checkbox"/> 取調べなし
<input type="checkbox"/> 取調べあり ()	<input type="checkbox"/> 取調べあり ()	<input type="checkbox"/> 取調べあり ()
<input type="checkbox"/> 接見 弁護士 ()	<input type="checkbox"/> 接見 弁護士 ()	<input type="checkbox"/> 接見 弁護士 ()
: ~ :	: ~ :	: ~ :
<input type="checkbox"/> 面会 相手 ()	<input type="checkbox"/> 面会 相手 ()	<input type="checkbox"/> 面会 相手 ()
: ~ :	: ~ :	: ~ :
<input type="checkbox"/> 差入れ 差入人 ()	<input type="checkbox"/> 差入れ 差入人 ()	<input type="checkbox"/> 差入れ 差入人 ()
差入物 ()	差入物 ()	差入物 ()

10日目	/	()
<input type="checkbox"/> 取調べなし		
<input type="checkbox"/> 取調べあり ()		
<input type="checkbox"/> 接見 弁護士 ()		
: ~ :		
<input type="checkbox"/> 面会 相手 ()		
: ~ :		
<input type="checkbox"/> 差入れ 差入人 ()		
差入物 ()		

1日目	/	()
<input type="checkbox"/> 取調べなし		
<input type="checkbox"/> 取調べあり ()		
<input type="checkbox"/> 接見 弁護士 ()		
: ~ :		
<input type="checkbox"/> 面会 相手 ()		
: ~ :		
<input type="checkbox"/> 差入れ 差入人 ()		
差入物 ()		

2日目	/	()
<input type="checkbox"/> 取調べなし		
<input type="checkbox"/> 取調べあり ()		
<input type="checkbox"/> 接見 弁護士 ()		
: ~ :		
<input type="checkbox"/> 面会 相手 ()		
: ~ :		
<input type="checkbox"/> 差入れ 差入人 ()		
差入物 ()		

3日目	/	()
<input type="checkbox"/> 取調べなし		
<input type="checkbox"/> 取調べあり ()		
<input type="checkbox"/> 接見 弁護士 ()		
: ~ :		
<input type="checkbox"/> 面会 相手 ()		
: ~ :		
<input type="checkbox"/> 差入れ 差入人 ()		
差入物 ()		

4日目	/	()
<input type="checkbox"/> 取調べなし		
<input type="checkbox"/> 取調べあり ()		
<input type="checkbox"/> 接見 弁護士 ()		
: ~ :		
<input type="checkbox"/> 面会 相手 ()		
: ~ :		
<input type="checkbox"/> 差入れ 差入人 ()		
差入物 ()		

5日目	/	()
<input type="checkbox"/> 取調べなし		
<input type="checkbox"/> 取調べあり ()		
<input type="checkbox"/> 接見 弁護士 ()		
: ~ :		
<input type="checkbox"/> 面会 相手 ()		
: ~ :		
<input type="checkbox"/> 差入れ 差入人 ()		
差入物 ()		

6日目	/	()
<input type="checkbox"/> 取調べなし		
<input type="checkbox"/> 取調べあり ()		
<input type="checkbox"/> 接見 弁護士 ()		
: ~ :		
<input type="checkbox"/> 面会 相手 ()		
: ~ :		
<input type="checkbox"/> 差入れ 差入人 ()		
差入物 ()		

7日目	/	()
<input type="checkbox"/> 取調べなし		
<input type="checkbox"/> 取調べあり ()		
<input type="checkbox"/> 接見 弁護士 ()		
: ~ :		
<input type="checkbox"/> 面会 相手 ()		
: ~ :		
<input type="checkbox"/> 差入れ 差入人 ()		
差入物 ()		

8日目	/	()
<input type="checkbox"/> 取調べなし		
<input type="checkbox"/> 取調べあり ()		
<input type="checkbox"/> 接見 弁護士 ()		
: ~ :		
<input type="checkbox"/> 面会 相手 ()		
: ~ :		
<input type="checkbox"/> 差入れ 差入人 ()		
差入物 ()		

9日目	/	()
<input type="checkbox"/> 取調べなし		
<input type="checkbox"/> 取調べあり ()		
<input type="checkbox"/> 接見 弁護士 ()		
: ~ :		
<input type="checkbox"/> 面会 相手 ()		
: ~ :		
<input type="checkbox"/> 差入れ 差入人 ()		
差入物 ()		

10日目	/	()
<input type="checkbox"/> 取調べなし		
<input type="checkbox"/> 取調べあり ()		
<input type="checkbox"/> 接見 弁護士 ()		
: ~ :		
<input type="checkbox"/> 面会 相手 ()		
: ~ :		
<input type="checkbox"/> 差入れ 差入人 ()		
差入物 ()		

勾留延長

起訴
保釈
判決
実刑

釈放 (不起訴・処分保留)

※余罪がある場合には、再逮捕されるおそれがあります。

釈放 (略式命令)

保釈

釈放 (無罪・執行猶予)

検察官は、裁判官が認めた勾留期間が終わるまでに、あなたを裁判にかけるかどうかを決めます。

不起訴(裁判にはかけない)になると、釈放されます。

犯した罪が比較的軽く、100万円以下の罰金刑が相当であるときは、あなたの同意により書面だけで裁判が行われることがあります(略式命令)。この場合は、略式命令と同時に釈放されます。

勾留中に起訴されると、裁判の間、仮に釈放される場合があります(保釈)。

保釈を認めるかどうかは、裁判所(裁判官)が決めることです。いくつかの要件があり、保釈保証金(逃亡したりせず、裁判に出ることを約束して、裁判所に預けておくお金)を預けなくてはなりません。

取調べに向けての大切なアドバイス

—取調べの心がまえ—

はじめに

取調べを受ける前に必ず、この「被疑者ノート」に書かれているアドバイスをよく読んでください。

第1 今後の手続について

あなたが逮捕されてから、裁判までの流れは、以下のとおりです（「身体拘束と刑事手続の流れ」（2頁、3頁）も参考にしてください。）。

1 逮捕

あなたが警察によって逮捕されると、警察官による取調べがあり、48時間以内に検察庁へ事件が送られます。検察官はそれから24時間以内に簡単な取調べをした上で、さらに身体を拘束する必要があると考えた場合には裁判官に「勾留請求」をします。勾留の必要がないと検察官が判断した場合には、あなたは釈放されることとなります。

2 勾留

勾留の請求がなされると、裁判官があなたに対して「勾留質問」をし、勾留するかどうかを決めます。

勾留が認められた場合、勾留請求された日から10日間身体を自由を奪われます。その間に捜査が終わらない場合、勾留期間がさらに最長10日間延長されることがあります。

勾留期間中は、警察官や検察官があなたに対して「取調べ」を行います。

裁判官が勾留を認めなければ、あなたは釈放されることとなります。

3 起訴・不起訴

勾留期間内に、あなたの事件の捜査を終えると、検察官は、あなたの事件を刑事裁判にする（「起訴」といいます。）か、刑事裁判にしないことにする（「不起訴」といいます。）かを決めます。

起訴された場合には、あなたは裁判所で裁判を受けることとなります。

★保釈

起訴された場合、そのまま勾留が続くことが多いのですが、「保釈」が認められると、判決までの間は定められた保釈条件の範囲内で、自由に行動することができます。保釈とは、あなたが逃げたり、証拠を隠滅したりするおそれがないと裁判所（裁判官）が認めたときに、保釈保証金というお金を預けて社会に戻る事が許可される制度です。

第2 弁護人との接見の大切さ

1 弁護人との接見は重要です ～困ったときは弁護人を呼んでください～

取調べを受けていると、とても不安な気持ちになり、どうすればいいのか分からなくなることがあります。また、供述調書の内容がおかしいと思うのに、取調官から署名・押印するよう迫られ、困ってしまうこともあります。日本では、取調べに弁護人が立ち会うことができません。だから、このようときには、署名・押印をする前に、弁護人と相談してください。

弁護人に相談したいと思ったときには、取調べ中でもかまいませんので、「すぐに接見したい」と言って、弁護人に連絡してもらってください。「接見したい」という申出があった場合、取調官は直ちに弁護人に連絡するよう通達が出されています。

弁護人と相談して、取調べにのぞむ方針を決めましょう。弁護人と接見するまでは、黙秘して何も話さないことをおすすめします。

2 秘密交通権 ～弁護人との接見内容を話すべきではありません～

取調官から尋ねられても、あなたは弁護人との接見内容を答えるべきではありません。

弁護人とあなたとの接見内容については、秘密交通権として、秘密性が保障されているからです。

3 「被疑者ノート」を留置担当者や取調官に見せるべきではありません

「被疑者ノート」の記録の内容を留置担当者や取調官が見たいと言ったとしても、あなたと弁護人には秘密交通権が保障されていますので、見せるべきではありません。

第3 取調べを受ける心がまえ

1 ずっと黙っていることができます ～黙秘権～

日本の憲法38条1項は黙秘権を保障しています。あなたは、取調べに対しては、ずっと黙ったままでも大丈夫ですし、答えたい質問にだけ答えて、答えたくない質問に対しては答えないということもできます。

質問に答えなくても、あなたを不利に扱うことはできないことになっていますので、安心してください。

2 どんなやりとりがなされているかきちんと理解してください。

あなたの場合、取調べは、通訳人を介して行われます。通訳人が話していることの意味が分からない場合は、通訳人によく意味を尋ねましょう。何のことも分からないまま、簡単に認めることがないように十分注意してください。また、通訳人があなたの言っていることをよく理解していないと思ったときは、通訳人に分かってもらえるまできちんと説明しましょう。それでも、よく分からない場合や通訳人に理解してもらえていないような場合には、何も言わないようにしましょう。

3 取調官の作文を許さない

あなたが警察官や検察官の前で話したことを「供述」といいます。そして、警察官や検察官は、「供述

調書」という文章をまとめます。

供述調書は、事件の「証拠」になります。裁判で、「実は供述調書に書いてあることは違う」とあなたが言ったとしても、裁判所に信じてもらうことは非常に難しいのが実情なのです。ですから、取調官によって供述調書が作成される際には、次の点に十分に注意してください。

4 署名・押印を求められても、応じる義務はありません ～署名押印拒否権～

供述調書への署名・押印は、あなたの義務ではありません。

あなたが日本語を読めない場合、あなたは、取調官から供述調書を読み聞かされ、これを通訳人が通訳して、供述調書の内容に誤りがないかを尋ねられます。しかし、通訳人が誤って通訳してしまったり、通訳人が早口だったり、連日又は長時間の取調べであなたが疲れていたりすると、勘違いをしまったり、聞き逃してしまったりするおそれがあります。供述調書の内容がよく分からない、あるいは通訳に疑問がある場合には、「もう一度読んでください（通訳してください）」と言って、何度でもいいので、じっくりと供述調書の内容を聞いてください。それでも、供述調書の内容が良く分からなかったりした場合には、あなたには供述調書への署名・押印を拒絶する権利があるのですから、供述調書への署名・押印を拒否して構いません。

5 間違っている供述調書を訂正してもらう

～供述調書の内容は訂正してもらえます（増減変更申立権）～

あなたには、供述調書の内容を訂正することを求める権利があります。

供述調書で、一部だけでも間違いがある場合には、必ず訂正を求めて、供述調書の記載を直してもらってください（このように訂正をしてもらった場合であっても、署名・押印をする義務はありません。）。

6 録画・録音のときの注意点

(1) 取調べ状況が録画・録音される場合は、弁護人に知らせてください

あなたの取調べが録画・録音される可能性があります。

取調べ状況が録画・録音された（あるいは、捜査官から録画・録音されると告げられた）場合、必ず弁護人にそのことを知らせてください。

(2) 録画・録音への対応などについて

録画・録音がされる場合も、あなたには黙秘権があります。供述するか、しないかは、あなたの自由です。

7 その他Q&A

Q 1 「検察官」と「警察官」はどう違うの？

A 1 警察官は、事件についてあなたや他の人から事情を聴いたり、証拠を集めてきたりします。

一方、検察官は、基本的には警察官と同じように事件のことを聞いたり、証拠を集めたりしますが、あなたが疑いをかけられている事件について、起訴するか、不起訴にするかを定める権限を持っています。

Q 2 「取調べ」はいつまで続くの？

A 2 最長23日となります。

Q 3 事件のことをよく覚えていないときはどうしたらいいの？

A 3 覚えていないことは、はっきりと「覚えていない」と言いましょう。

第4 「被疑者ノート」の書き方

1 筆記用具は購入又は借りることができます

筆記用具は、購入することもできるし、借りることもできます（鉛筆は、消えたり、訂正されたりするので使わないでください。ボールペンを使いましょう。）。

2 実際に受けた取調べの内容を、ありのままに書いてください

「被疑者ノート」には、あなたが受けた取調べの内容をありのままに書いてください。決して大げさには書かないようにしてください。

3 記憶が鮮明なうちに書いてください

取調べの後はとても疲れていると思いますが、記憶が鮮明なうちに、なるべく早く記入してください。その日に書けなくても、できれば翌日には書くようにしてください。

4 ページごとに「記入した日」の日付を正しく記入して署名してください

第5 「被疑者ノート」の使い方

1 接見室に持ってきてください

接見のときには、「被疑者ノート」を接見室まで持ってきて、弁護人に見せながら、取調べ状況を説明してください。

2 後日返却してください

「被疑者ノート」は、弁護人が弁護活動に役立てるために記録をお願いするものですので、後日、弁護人に返却してください。

第6 違法・不当な取調べを受けたとき

もし仮にあなたが、下記の①から③のような違法・不当な取調べを受けることがあったときには、すぐに弁護人を呼んで、話してください。弁護人はあなたの味方として、あなたの権利を守るために活動しています。弁護人に相談すれば、警察官や検察官に抗議をするなど、最大限あなたの法的権利を守る活動をします。

苦情を申し出る制度もあります。

あわせて、「被疑者ノート」にも、実際に受けた取調べの内容を具体的に、かつ、ありのままに記入してください。

たとえば、取調官に次のようなことがあれば弁護人に知らせてください。

- ① 暴力をふるったり、机を叩いたりすること
- ② 殊更に不安を覚えさせたり、又は困惑させるような言動をすること
- ③ 人の尊厳を著しく害するような言動をすること

おわりに——あなた自身の心の持ち方が重要です

1 自信をもって、あなたの権利を行使してください

取調官をおそれる必要はありません。自信を持ってください。

それに、あなたは一人ではありません。取調べの対応に困ったときは、「弁護士に相談します」と言って、弁護人を呼んでください。

2 繰り返し、このノートを読んで、取調べに備えてください

この「被疑者ノート」には、取調べにあたっての大切なアドバイスが書かれています。1度だけでなく、繰り返し読んで、取調べに備えてください。

分からないことがあったり、不安な気持ちになったりしたときはもちろん、どんなに小さなことでも弁護人に相談してください。どんな場合でも、弁護人はあなたの味方です。